

戸籍制度とジェンダー

星野 澄子

目次

- I 戸籍制度 vs. 個人別身分証書制度
- II 戸籍編製のテクニックとジェンダー
 - (1) 氏
 - (2) 本籍
 - (3) 戸籍筆頭者
 - (4) 続柄
- III 戸籍による二分法とジェンダー
 - (1) 日本人と外国人との二分法
 - (2) 婚内子と婚外子との二分法
 - (3) 性の二分法

I 戸籍制度 vs. 個人別身分証書制度

この地球上に一人の人間が誕生する。するとその瞬間、その個人は親の血統に従い、あるいはその領土内で生まれたという事実に従って、通常、いずれかの国籍を取得する。^{*(1)(2)} 前者の原理にもとづく国籍法が血統主義国籍法であり、後者は生地主義国籍法と呼ばれる。

国際社会において、出生にもとづく個人の国家への登録のしかたには、大きく二つの異なる装置が用意されている。個人を単位として登録するか、

一定範囲の人びとを一括して登録するからである。

欧米諸国をはじめ世界の多くの国々には、個人別の身分証書制度が採用されている。すなわち、出生するとその個人の出生証書 (Birth Certificate) が作成され、その後に結婚すると夫妻の婚姻証書が、また、死亡するとその人の死亡証書が、それぞれの事件発生地で作成される。三種類の身分証書は、それぞれ独立のものとして保存される。婚姻締結のときに交付されるフランスの家族手帳には、夫妻それぞれの出生証書からの抜粋が書き込まれ、時の経過とともに子ども一人ひとりの出生証書からの抜粋が書き込まれてゆき、相互の連関性を図る工夫がなされている。

それに対し、戸籍制度を採用する国は日本、韓国、台湾に留まり、むしろ例外的である。韓国の場合、「同姓同本である血族の間では、婚姻をすることができない」(大韓国民民法 809 条 1 項) という条文に示されているように、先祖を同じくする同姓の人同士の結婚を禁じる「同姓不婚」の原則がある。それに抵触していないかどうかをチェックするなど、家族登録の機能として戸籍制度を維持する一方で、個人についてのコンピュータ管理も行われている。台湾の場合、戸籍は住民登録の役割も担う。韓国・台湾と比較してみても日本の戸籍制度は、独特の登録システムを具えたものとなっている。

言うまでもなくここにいう戸籍は、歴史上、限定された地域で編成され機能してきた土地台帳としての戸籍を指しているのではない(ちなみに 2001 年 11 月 9 日に訪れた正倉院展では、96 人の大世帯もみられる大宝 2 年(702)、日本最古の御野国戸籍も展示されていた。その中には「奴〇〇」、「婢〇〇」、「寄人〇〇」などと称される奴隷の身分の土地の耕作人たちも含まれていた——正倉院古文書正集第 26 巻中倉)。

それは、全国一元的な国民登録のシステムとして明治維新後間もない時期につくられた 1871 (明治 4) 年戸籍法にはじまり、現在も施行され

ている戸籍制度を意味するものである。

なお、天皇および皇族は「氏」を持つことがなく、その身分関係は《皇統譜》に登録される。日本の戸籍を考えると、これらを看過することはできない。

II 戸籍編製のテクニックとジェンダー

戸籍は、個人を単位として身分証書を作成する方式と比較すると、構造上、錯雑にならざるを得ない。なぜなら、一定の人——明治民法のもとでは《戸主》、現行法では《戸籍筆頭者》——を中心に、その人との続柄（つづきがら）をもって一定範囲の他の人びとをとらえ、そうやってとらえた一塊の同籍者について出生・婚姻などの身分事項を、本籍地で編製する戸籍に一括記載する方式となっているからである（注。戸籍については「編製」の文字を用いる）。このように、一定範囲の親族的身分関係にある人びとを一つの戸籍にまとめるという要請から、その編製に際し四つのテクニックが用いられている。それらは、氏（うじ）、本籍、戸籍筆頭者、続柄である。これらの戸籍のテクニックと戸籍の形式には、ジェンダーの問題が如実に投影する。

(1) 氏（うじ；姓・名字の法律用語）

新しく戸籍を編製する場合、その基準とされているのが氏である。たとえば、婚姻の届出がなされると新戸籍がつくられることになるが（ただし、再婚の場合などに新戸籍がつくられない場合もある）、夫・妻どちらの氏を基準とするのかが問題となる。そこで、婚姻後に夫妻が名乗ることになる共通の氏を《夫の氏》とするか、《妻の氏》とするかを協議のうえで選定し、これを婚姻届書に記載しなければならない。

実際に私の従姉がそうであったように、妻になる人が伊藤で、夫になる

人もたまたま伊藤である場合であっても、妻・夫どちらの伊藤を《夫婦共通の氏》とするかについての選定が求められるのである。たとえば仮に、妻の氏を選んだとすれば妻の伊藤を基準に新戸籍がつくられることとなり、当然に妻が戸籍筆頭者となる。さらにこれは離婚などの場合とも連動してゆき、たとえば離婚の際に復氏して別の戸籍に移るべき人は「婚姻の際に氏を改めた者」と決められている。離婚後に《婚氏》を続称する旨の届出をした場合でも、この事情は変わらない。

話は前後するが、日本では今までのところ、夫婦同氏が義務づけられている（民法750条）。ただし、婚姻に際して当然に夫の氏が強制されているわけではなく、夫・妻どちらの氏を選ぶこともできる形になっている。そうであるにもかかわらず、現状ではおよそ98%の割合で夫の氏が《夫婦共通の氏》とされ、したがって、およそ98%の妻が《結婚改姓》をしている。それゆえ、《結婚改姓》強制制度は、ジェンダーにかかわる重要なテーマの一つとならざるを得ない。

(2) 本籍

個人（日本人）は必ず本籍を定めなければならない。本籍とは現実の住所ではなく、戸籍の所在地を表わす抽象的な場所である。場所をもって定められてはいるものの、その場所は当該土地と何らの関連も持たないもので、たんに戸籍を表示する符号としての役割を持つにとどまるものである。

日本国内で地番が与えられているところであれば、個人は自由にどこに本籍を定めることもできる（ちなみに、富士山頂には地番がないので、本籍として選定することはできない）。それにもかかわらず、いまなお本籍とは、「夫の本家の地」ないし「夫の先祖代々の墳墓の地」としか考えられない人びとも少なくない。そこには、男系血統を重視する「家」意識と結びついている要素があることは否定できないし、ジェンダーの問題も反

映する。

(3) 戸籍筆頭者

戸籍筆頭者の氏名欄は、本籍欄と併せて戸籍のインデックス（索引）としての機能を果たしている。単なるインデックスと考えれば、妻がなくても夫がなくても構わないはずである。しかし現実には、《戸籍筆頭者》についても明治民法・旧戸籍法のもとの《戸主》と同様、「代表者」や「主」の立場と一般的に受け止められており、そうである以上、人びとの間で《男の領分》であるとするこだわりが強い。日本語で、“master” と “husband” とに同じ《主人》という言葉が使われることが今なお多いのも、夫＝主たる人、妻＝従たる人という関係構造を支える経済的利害関係や社会通念があるからであろう。

ひとたび一定の人（たとえば夫）を基準とした戸籍が編製されると、その個人（夫）が死亡したとき妻が代わって戸籍筆頭者になる、ということはない。夫死亡後の妻は旧姓に戻らない限り、自立した個人として生きていても一人の独立した戸籍をつくる方法はなく、亡き夫を戸籍筆頭者としたままの、いわゆる「未亡人戸籍」の中に留めおかれることになる。

住民基本台帳法が定める住民票の《世帯主》をめぐっても、住宅手当の支給や世帯別調査（たとえばお墓に対する意識調査）などさまざまな場面で、ジェンダーの問題が影を落としている。

(4) 続柄（つづきがら）

戸籍制度を採る日本では、婚内子（嫡出子）として生まれた子には、親（一組の夫婦）から見て、長男、二男、長女、二女などという順番がつけられる。同じ日に僅差の時間で生まれた双子も五つ子も例外ではない。子の続柄という発想は、個人別の身分証書制度を採る国では無縁である。

英会話の外国人講師が、“My brother…”と話しはじめると、日本人の受講生たちはどの教室でも必ずと言ってよいほど間髪を入れずに、“elder”か“younger”かを訊ねるので不思議だ、と語っていたことを思い起こす。また、日本の母親が自分の息子や娘のことを他人に話すとき、その子の“ビューティフル・ネーム”^{* (3)}を言う代わりに「うちのお兄ちゃんが……」「お姉ちゃんが……」と表現することが多いのも、戸籍の続柄の発想が人びとの意識を日常的に支配しているからであろう。

男系血統による戸主相続が行われていた旧法（明治民法）のもとで、子の続柄は、姉妹の中にどのような順番で男の子が生まれようとも、後継ぎとしての「長男」を確実に掌握するために必要不可欠であった。その意味で、子の続柄にもジェンダーの問題が深くかかわっている。

Ⅲ 戸籍による二分法とジェンダー

(1) 日本人と外国人との二分法

① 国籍と戸籍の連動

日本の戸籍は、まず、国籍登録簿である。のみならず、親族登録簿でもあるという二つの性格を併有している（国籍・戸籍一致の原則）。そのうえで、これら二つが抵触する場合には、つねに前者（国籍登録的機能）が優先し、後者（親族登録的機能）は抑えられるという特色を持っているのである。

この原則により、外国人を配偶者とする日本人—いわゆる国際結婚—の場合は、戸籍は親族登録的機能を果たすことはできない。法律上の婚姻の成立により、日本人である夫ないし妻について、その人を戸籍筆頭者とする単独の新戸籍がつくられる。他方、外国人である配偶者には全国一連番号が付され、コンピュータで管理されることになる。

さらに、日本の国籍法は血統主義国籍法を採用しているために、親子関

係の発生は民法上の問題にとどまらず、国籍法上の問題ともなるのである。子どもが生まれると、父母両系血統主義の国籍法の規定により、その子は日本の国籍を取得し、同時に外国人であるもう一方の親の国籍も取得する。その際、日本の国籍を有する子どもは日本人親（母ないし父）の戸籍に入籍されるのである。なお、戦後1950年に制定された新国籍法はジェンダー・バイアスの強い父系優先血統主義であったが、1984年の国籍法改正により父母両系血統主義となった経緯がある。

このようにして国籍と戸籍は連動し、さらに戸籍を有する者についてのみ住民登録が行われている。

② 住民と在留

市区町村長は住民基本台帳法にもとづいて、住民に関する公文書を作成する。それが住民票である。住民票は原則として個人を単位として記載され、それを世帯ごとに編成して、住民基本台帳が作成される。住民票には、住民の居住関係や、選挙人名簿の登録、国民健康保険・国民年金の被保険者の資格、児童手当の受給資格などが記載されるという仕組みになっている。

外国人が日本で居住するためには、どのような手続を取ることが必要なのか。日本では、諸外国のように外国人も住民登録をして、制度上、完全に住民として処遇されるということになってはいない。住民基本台帳法は、日本国籍を持つ者についてのみ適用されるからである。こうして日本に在留する外国人は、戸籍によって管理されている日本人とは別枠の管理システムのもとに置かれ、外国人は《住民》ではなく、外国人登録法に従って《在留》を登録することとされている。

さらに、日本人には住民票の常時携帯義務はないにもかかわらず、外国人には外国人登録証明書の常時携帯義務が課せられ（外国人登録法13条

1～3項)、不携帯には20万円以下の罰金を伴うなどの重い罰則(同法18条)もある。

戸籍制度には、《内の人》と《外の人》とを異なって扱う二分法の思想が込められている。

(2) 婚内子と婚外子との二分法

子を産んだ母が法律上の夫を持っているとき、——厳密に言えば、妻が婚姻中にその夫によって懐胎して出産したとき——生まれた子には婚内子(嫡出子)の地位が与えられる。それに対し、子を産んだ母が法律上の夫を持っていないとき、生まれた子は婚外子(非嫡出子)となるのである。

考えてみれば女性にとっては、すべての子が嫡出子である。しかし、現在の法律制度や社会慣習は男性を中心として展開され、さまざまな仕組みが用意されているので、子の立場からみて法的父の獲得のしかたによって婚内子(嫡出子)と婚外子(非嫡出子)との二分法が発生することになる。

生まれた子の戸籍への登録のしかたも、婚内子(嫡出子)コースと婚外子(非嫡出子)コースとの二分法に区分される。婚姻の届出をし、多くは父が戸籍筆頭者となって父母が揃った戸籍に入籍される婚内子(嫡出子)と、母が戸籍筆頭者となって母のみの戸籍に入籍される婚外子(非嫡出子)とでは形態上も明白に二分されている。個人を単位とする身分証書制度のもとでは、戸籍のような明白な差は現れない。

日本で婚外子(非嫡出子)の出生率が国際的に見てケタ違いに低いのも、——ヨーロッパ各国が10～50%であるのに対し、日本は1%強——いかに婚姻外で子どもを産み育てることが困難な社会であることを示すものといえよう。

(3) 性の二分法

人は出生の瞬間、それはまだ、個の自覚も性別の自覚も芽生えてはいない段階で、直ちに《男か/女か》を医師や助産婦によって外生殖器形態のみから判定される。その後14日以内に命名され出生届が提出されると、続柄(婚外子の場合は性別)が付されて《戸籍》というジェンダーの装置に登録される。こうして新生児は、自己の内なる生物的性(Sex)も性的指向(Sexuality)も分からないうちから、社会的・文化的性(Gender)と向き合うことになるのである。

《男か/女か》——戸籍は二つの選択肢しか持ち合わせてはいない。ここには、「人は男性と女性としてしか生まれてこない」という大前提がある。

しかしながら、ヒトの性はそれほど単純なものではなく、先天的に獲得する胎生期の性(後記①～④)と後天的に獲得する性(⑤～⑨)とが複雑に重なり合った九つの性から成り立っている。

すなわち、①性染色体の構成 ②性腺の構成 ③内生殖器形態 ④外生殖器形態 ⑤出生時に医師が判定する性 ⑥戸籍記載の性 ⑦二次性徴 ⑧性自認 ⑨性的指向 である。

ここで新たな問題が提起される。出生時に、男の子とも女の子とも判断がつきにくい外生殖器をもって生まれてくる子ども——半陰陽児(インターセックス・チルドレン)——の存在である。原因としては大きく分けて、性染色体の変異型と性ホルモンの変異型とがあるようだ。そのなかでも、46XXY型は500人に1人(0.2%)の発生率であるという。その他のタイプも一定の発生率を伴っていることを考えると、「人類の性は男性と女性しか存在しない」という前提それ自体がジェンダー・バイアスによる刷り込みなのではないか。

『男でも女でもない性』の中で、橋本秀雄氏は次のように指摘する。

「人類の性は男性と女性しか存在しない」、言い換えれば、「勃起して射

精する男と、子どもを産む女以外は変異であり、性の多様性は絶対認めない」という西洋医学の「優生思想」によって、半陰陽児の治療は実行されているのだ。他者によって子どもの性が翻弄されている。現在も！（同書 101ページ）

多くの人びとは、男性（46XY型）ないし女性（46XX型）として生まれてくるのであろうが、その間には多様な中間の性（46XXY型ほか）が存在することも認めてゆくことが肝要ではなかろうか。性同一性障害（TS：トランス・セクシュアル／TG：トランス・ジェンダー）の問題を考える前に、中間の性の問題を考えたい。

性の二分法というジェンダー秩序は、男性ないし女性にとっても、中間の性にとっても生きにくいものといえよう。

- *（1） 300人もの移民たちを乗せてヨーロッパ大陸からN.Y.へ向かう豪華客船内に生み捨てられた、『海の上のピアニスト』（1999年、米・伊合作映画）のヒーロー“1900”は、出生登録もされず、国籍もなく、一度も領土というものを踏まずに、爆破によって廃棄処分される船体とともにその生涯を終えている（ジュゼッペ・トルナトーレ監督、ティム・ロス主演）。
- *（2） 旧国籍法の下で、日本人の母とスウェーデン人の父との間に生まれたピアニストのフジ子・ヘミングは、父の国に居住したことがなかったために国籍を喪失し、無国籍となった。「私には祖国はない」と彼女は語っている。
- *（3） 国際児童年（1979年）のテーマソングとして、「名前 それは燃える生命／ひとつの地球に ひとりずつひとつ／Every child has a beautiful name」と歌われたことがある。

【参考文献】

- ・星野澄子「国家法による家族の把握」利谷信義編『現代家族法学』法律文化社・1999年
- ・星野澄子「結婚・家族と戸籍」浦田賢治・新倉修・吉井蒼生夫・中村芳昭編『いま日本の法は』日本評論社・2001年
- ・浅井晴夫『セクシュアル・ライツ入門——子どもの性的人権と性教育のための20章』十月舎・2000年
- ・村瀬幸浩編著『ニュー・セクソロジー・ノート』十月舎・2001年
- ・橋本秀雄『男でも女でもない性——インターセックス(半陰陽)を生きる』青弓社・2001年
- ・角田由紀子『性差別と暴力』ゆうひかく選書・2001年
- ・利谷信義(他)編『戸籍と身分登録』早稲田大学出版部・1996年